

平成31年村上市議会第1回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

平成31年3月14日（木曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議第15号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについて
議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例制定について
議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第20号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
議第21号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第22号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議第23号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定につ
いて
議第24号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
議第26号 市有財産の譲与について
- 第 4 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例制定について
議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について
議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について
議第30号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定について
議第31号 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定について
- 第 5 議第32号 市道路線の認定について
議第33号 市道路線の変更について
議第34号 市道路線の廃止について
議第35号 村上市森林環境整備基金条例制定について

- 議第 36 号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 37 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 38 号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第 39 号 平成 30 年度村上市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議第 40 号 平成 30 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 41 号 平成 30 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 42 号 平成 30 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 43 号 平成 30 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 44 号 平成 30 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 45 号 平成 30 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 46 号 平成 30 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 47 号 平成 30 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 48 号 平成 30 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議第 4 号 平成 31 年度村上市一般会計予算
- 議第 5 号 平成 31 年度村上市土地取得特別会計予算
- 議第 6 号 平成 31 年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 議第 7 号 平成 31 年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
- 議第 8 号 平成 31 年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 9 号 平成 31 年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 10 号 平成 31 年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第 11 号 平成 31 年度村上市下水道事業特別会計予算
- 議第 12 号 平成 31 年度村上市集落排水事業特別会計予算
- 議第 13 号 平成 31 年度村上市簡易水道事業特別会計予算
- 議第 14 号 平成 31 年度村上市上水道事業会計予算
- 第 8 議員発議第 1 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議員発議第 2 号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議員発議第 3 号 天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞に関する決議
- 第 11 閉会中の継続調査について
- 第 12 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（23名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	9番	鈴木いせ子君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	小田信人君	19番	長谷川孝君
20番	小林重平君	21番	佐藤重陽君
22番	大滝国吉君	23番	大滝久志君
24番	山田勉君	25番	板垣一徳君
26番	三田敏秋君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	山田和浩君
農林水産課長	大滝敏文君

地域經濟振興課長	川崎光一	君
觀光課長	竹内和広	君
建設課長	伊与部善久	君
都市計画課長	山田知行	君
下水道課長	早川明男	君
水道局長	川村甚一	君
會計管理者	松田明	君
農業委員會事務局長	鈴木美宝	君
選管・監査事務局長	佐藤直人	君
消防長	長研一	君
学校教育課長	木村正夫	君
生涯學習課長	板垣敏幸	君
荒川支所長	小川剛一	君
神林支所長	石田秀一	君
朝日支所長	岩沢深雪	君
山北支所長	齋藤一浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小林政一
事務局次長	大西恵子
係長	鈴木木渉

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は23名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、11番、川村敏晴君、23番、大滝久志君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

スケートボードの聖地創造を目指す村上市スケートパークのオープニングイベントとして、これまで開催の誘致を行ってまいりました、日本ローラースポーツ連盟主催の第3回日本スケートボード選手権大会が5月10日から12日までの3日間、村上市スケートパークを会場に開催されることが正式に決定をいたしました。開催決定に当たっては、地元日本スケートボーディング連盟の皆様を初め、関係各位のご尽力のたまものであり、深く感謝を申し上げます。この大会は、東京2020オリンピックに向けた2019年度強化指定選手の選考対象の大会の一つとして、ストリートとパークの2種目が同時に開催される初めての大会であります。国内のトップアスリートが集う大会であり、村上市スケートパークを国内外の多くの皆様にご存知いただく大変よい機会であると考えております。今後とも、強化指定選手の合宿や各種大会の誘致を進め、スケートパークを拠点とした交流人口の拡大と地域の活性化を推進するとともに、市民の皆様から親しまれる施設となるよう取り組みを進めてまいります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第3 議第15号 損害賠償の額を決定し和解することについて

- 議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについて
- 議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例制定について
- 議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第19号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第20号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第21号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第22号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第23号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第24号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第26号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第3、議第15号から議第26号までの12議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） おはようございます。ただいま上程されております議第15号から議第26号までの12議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る2月28日の午前10時から第1委員会室において、委員6名、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第15号及び議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについての2議案を一括して議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、事故が起きてから和解に至るまでの相手方への対応がお粗末であったというようなことを聞いたが、市としての対応の経緯はどうだったのかとの質疑に、遺族の方には誠意を持って対応したと認識している。また、相手様の意向に沿った形で訪問し、示談に向け共済会職員も交え、

話し合いを進めましたとの答弁。

また、委員より、村上市1年分の自動車保険の掛金は幾らかとの質疑に、平成31年度予算では385台分で591万円ですとの答弁。

また、委員より、再発防止策として具体的な取り組みはあるのかとの質疑に、全職員を対象に安全運転講習会を9月から10月にかけて3回、11月に1回、計4回開催し、2月に一部職員を対象に交通安全講習会を開催しましたとの答弁。

その他さしたる質疑なく、順次討論を求めた後討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第15号及び議第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙用運動ビラ作成の公営に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、いつの選挙から適用になるのかとの質疑に、6月2日告示の市長及び市議会議員補欠選挙からです。作成枚数は、市議会議員候補者1人4,000枚、市長1万6,000枚ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑もなく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、総務省の通達によるものとのことだが、その背景は何かとの質疑に、働き方改革として長時間労働の是正を目的に制定されたものとの答弁。

また、委員より、この条例が可決された場合、想定されるものはあるのかとの質疑に、大規模災害が発生した場合、時間外勤務が大幅にふえてしまうことが考えられるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第19号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、期末手当の支給月数を引き上げると言いながら、第2条では177.5を167.5に改められているのは調整のためかとの質疑に、第1条では平成30年12月の支給月数を上げるものであり、第2条は平成31年度以降6月と12月を均等にするものですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第20号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国に準ずるとか人事院に準ずるとかあるが、根拠となる明確なものはあるのかとの質疑に、明文化したものはなく、特別職の給与については国の改正に合わせるのが通例ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第21号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第22号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、55歳昇給停止で平成31年度に限った場合の予算圧縮額はどの質疑に、平成31年度は71名、85万3,200円ですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、県職員との差はどの質疑に、県職員との比較はしていない。県は、改正する予定はないとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第26号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第26号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、2日目の3月1日午前10時から第1委員会室において、委員6名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第24号 村上市青少年健全育成センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、指導員の任期を2年から1年にする意味はどの質疑に、今後導入される会計年度任用職員制度による任期が1年となっているため、それに合わせるものですとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第25号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、荒川温水プールの今後の予定はとの質疑に、改修は行わず解体予定で、時期は隣接する荒川総合体育館の改修予定もあるので、一緒に計画するとの答弁。

また、委員より、荒川温水プールを廃止するに至った経緯はとの質疑に、このプールは昭和50年4月1日に開設し、営業期間は毎年6月1日から9月20日までで、この3年間の利用者数は平成27年が4,881人、平成28年が5,626人、平成29年が4,547人、平成29年8月にコース内に天井板の落下があり、そのための大規模改修として多額の費用がかかること、また古いボイラーのため、取りかえのための部品が手配できない等の理由によるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第25号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第25号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例制定について

議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定について

議第31号 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第27号から議第31号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第27号から議第31号の5議案について、その審査の概要と経過についてご報告します。

去る3月4日及び3月5日の両日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席のもと、委員会を開会いたしました。

初めに、議第27号 村上市長寿祝金等支給条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、長寿祝金の対象となる年齢の人数はどの質疑に、平成30年度では88歳が609人、99歳が46人、100歳が31人、101歳以上が50人との答弁。

委員より、白寿の場合長寿祝金の必要性について課内で話し合ったかとの質疑に、話し合ったが、今の段階では継続したいとの答弁。

委員より、祝い品がひざかけ毛布、村上木彫堆朱となっているが、近年は同じものかとの質疑に、同じものであるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第27号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第28号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、福祉課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第28号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第29号 村上市保健センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第29号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第30号 荒川かなや夕映えの家条例を廃止する条例制定についてを議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、近年の利用者はどのくらいかとの質疑に、平成27年度が400名、平成28年度294名、平成29年度320名、平成30年度は2月末までで230名であるとの答弁。

委員より、この施設が利用できなくなると荒川地区でこれにかわる施設があるのかとの質疑に、金屋地区とは昨年度から協議をしており、金屋集落開発センターなど4つの施設がかわりとなる。他の地区については、新しい公民館を利用していただくことになっているとの答弁でした。

以上で審査を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第30号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号 村上市岩船沖洋上風力発電推進委員会条例を廃止する条例制定についてを議題とし、環境課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国や県の立場、本市のこれまでの実績などからどのようなメンバーが連絡会に参加するのか具体的な話はあるかとの質疑に、具体的にどの方ということにはなっていない。1月28日に研究会を立ち上げるための準備の段階として新潟県洋上風力発電情報連絡会議が開催された。経済産業省の方も参加しており、本市のこれまでの取り組みの発表もあった。この次の段階で研究組織を立ち上げる予定で、まず県全体の研究会の立ち上げ、その後エリアごとの分科会的なものに移行したいとの県の考えで、それぞれの段階でメンバー構成も変わってくると思う。県全体の組織では代表的な立場の方、分科会ではその地域の関係者の方などメンバー構成となってくるのではないかと。まだどこの誰とかの打診が来たわけではないとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第31号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第27号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第30号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 賛成全員です。

よって、議第31号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第32号 市道路線の認定について

議第33号 市道路線の変更について

議第34号 市道路線の廃止について

議第35号 村上市森林環境整備基金条例制定について

議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第37号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について

議第38号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第32号から議第38号までの7議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

[経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇]

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第32号から議第38号までの7議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る3月6日、7日の2日間午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと、経済建設常任委員会を開催いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第32号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第32号につい

ては起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第33号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第33号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第34号 市道路線の廃止についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第34号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第35号 村上市森林環境整備基金条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、積立金の500万円の根拠は何かとの質疑に、森林環境譲与税(仮称)の歳入予定を3,000万円としており、それに充当する事業としての森林整備、啓発、その事業に2,500万円を予定しており、その残余金500万円を基金として積み立てるものであるとの答弁でした。

その他質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第35号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第36号 村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第37号 村上市水道条例の一部を改正する条例制定について及び議第38号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、議第37号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議第38号について討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第38号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第37号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第38号は委員長報告のとおり可決されました。

-
- 日程第6 議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）
議第40号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
議第41号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）
議第42号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第43号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第44号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第45号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第46号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議第47号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第48号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第39号から議第48号までの10議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第39号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第7号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第39号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところであります。去る3月11日午前10時から、委員20名、議長、議会事務局局長出席のもと、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査の概要と経過についてその主なものをご報告させていただきます。

総務文教分科会では、去る2月28日と3月1日の両日総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員全員、議長、副市長、教育長、担

当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、審議に入りました。

歳入では、第14款国庫支出金について、委員より、当初小川小学校の多目的ルーム改修工事は補助対象ではなかったようだが、対象になった経過はとの質疑に、同じ位置に設置されるということで対象から外れていたが、今回は学校統合に当たり道具の置き場や敷地も手狭で、どうしても増築をしたいと国と話し合いを重ね、補助対象になりましたとの答弁。

次に、歳出では、第10款教育費について、委員より、社会教育施設費の若林家住宅埋設配管布設がえ工事について、総額855万4,000円に対して627万4,000円戻すということだが、内容を教えてほしいとの質疑に、このたびの減額補正は、ほかに単費事業として若林家住宅のかやぶき屋根の補修費を当初予算に計上していたが、補修対象範囲がふえたため工事ができなくなり、プラス150万円の減になり、これらを合わせて627万4,000円の減額であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立により賛否態度の取りまとめを行った結果、起立全員で議第39号のうち総務文教分科会所管分については、原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る3月4日と5日の両日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

初めに、歳入についての質疑はなく、歳出では、第4款衛生費について、委員より、本市の医学生奨学金について国公立大学受験のための休学による返金とのことであるが、休学のその期間とはとの質疑に、本人の届けでは10月から3月までとなっているとの答弁。

委員より、合格されなかった場合は来年度も休学となるのかとの質疑に、本人から受験の結果をもって今後について考えるという話を聞いているとの答弁でした。

次に、第2条第2表、繰越明許費について、委員より、養護老人ホームやまゆり荘のエレベーターの改修工事について繰越明許費とする理由はとの質疑に、経年劣化によるモーターを全面的に交換するものであるが、既存の部品のほかオーダーメイドの部品などにより工事業者からは2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催により資材等の不足などの影響もあり、年度内に工事を完了する契約であるが、工期を延ばしてほしいとの説明があったとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第39号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る3月6日、7日の両日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議

長、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席のもと開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第20款諸収入について、委員より、過年度多目的機能支払交付金返還金について、1組織が水田を一時転用し砂利採取したことにより、農地面積から対象外となり返還するものだが、砂利採取はあちらこちらでやっているが、申請時に外すようなことはできないのかとの質疑に、前年度に要望を地元からいただき上げているが、その時点で把握できず、実績に基づいて減額措置をとっているとの答弁。

歳出では、第7款商工費について、委員から、住宅リフォーム事業補助金について少しでも早く予算化したいということで、当初予算でなく今回の補正に上げたということだが、議決後の3月以降のスケジュールはどうなるのかとの質疑に、14日に議決をいただければ、15日に市報で全戸配布され、周知を図り、申請の受け付けは4月11日から18日までとし、それ以降内容を審査して必要であれば抽せんを行い、交付決定は5月15日ころの予定であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度のまとめを行った結果、議第39号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、討論を求めたが討論もなく、起立採決の結果、議第39号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第40号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第40号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第42号から議第44号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告します。

初めに、議第42号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第42号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号 平成30年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第43号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、国庫支出金の保険者機能強化推進交付金の内容はとの質疑に、市町村が行う市町村の特別給付、地域支援事業、保健福祉事業などの充実を図るもので、本市では高齢者の自立支援、介護重度化防止を図るため、地域包括支援センターが行っている地域支援事業の介護予防事業に充当するとの答弁。

委員より、現在介護保険の認定を受けている方について介護度別の人数はとの質疑に、平成30年3月時点で要支援の方が266人、要支援2の方が377人、要介護1が871人、要介護2が729人、要介護3が642人、要介護4が588人、要介護5が536人で、合計で4,009人であるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第44号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長（川村敏晴君） ただいま上程されております議第41号及び議第45号から議第48号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第41号 平成30年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、落雷事故があったということだが、このような施設においては保険は加入していないのかとの質疑に、全国市有物件災害共済会に加入しており、現在保険申請中であるが、機器類のため耐用年数との兼ね合いで満額にならない可能性がある。なお、申請額は3月末までに給付額が確定すると思われるので、それまでは額が未定であるため、一般会計繰入金を補正計上させてもらったとの答弁でした。

委員より、今シーズンは歴史的少雪であったが、稼働日数はどうだったかとの質疑に、今回の事故で1日間休業したが、70日の営業期間を予定しており、昨年度の入り込み客数が9,000人だったが、今年度は3月1日現在で8,615人で、あと営業日数が10日間あるが、前年並みになると予想しているとの答弁でした。

次に、議第45号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第45号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第46号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第47号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 平成30年度村上市上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第48号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時08分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第39号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第40号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第41号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第42号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第43号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第44号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第46号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第47号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第48号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第48号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第 4号 平成31年度村上市一般会計予算
議第 5号 平成31年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6号 平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 7号 平成31年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

- 議第 8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算
- 議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算
- 議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算
- 議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第4号から議第14号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されています議第4号 平成31年度村上市一般会計予算について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第4号については、先ほど報告いたしました議第39号の審査に引き続き当特別委員会に設置された総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会において審査をいただき、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をいたしましたところですが、私から審査の概要と経過についてその主なものを報告させていただきます。

総務文教分科会については、歳入で、第6款地方消費税交付金について、委員より、前年度より6%ほど予算が落ちているが、どのような積算かとの質疑に、地方消費税交付金は、人口と従業員数割の案分で交付されるが、人口減少により総体的に減少したものであるとの答弁。

第18款繰越金について、委員より、財政調整基金について繰り入れた後の残高はとの質疑に、繰り入れ状況により変わるが、最終10億8,000万円超になりますとの答弁。

次に、歳出では、第2款総務費について、支所費で、委員より、どの支所も10%ほどの減の予算になっているが、市民サービスに支障はないのかとの質疑に、歳入見込みが厳しい状況で、昨年7月プロジェクトチームを立ち上げ細かな検討をしてきた。そこで、全体の中で市民に直接影響のない事務的な部分を見直すことによって市民サービスに 대응できるよう進めてきたとの答弁。

第9款消防費について、委員より、25%ほどの予算が減額になっている。工事の終了と説明があったが、市民の安全は確保できるのかとの質疑に、去年はポンプ車2台、高機能救急車も更新をした。その他の工事費も精査してこの金額になったとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、起立全員で議第4号のうち総務文教分科会所管分については原案どおり可決

すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では、第1款市税について、委員より、固定資産税が7,600万円ほど伸びているが、その要因はとの質疑に、3年に1回の評価がえを今年度行ったが、家屋について評価がえの年度だけ減価償却に当たる経年減点補正を3年分言い、評価がえ以外の年度は経年減点補正を行わないので、新築、増築の課税標準額がふえたことによるとの答弁。

第14款国庫支出金について、委員より、障害児通所サービス費負担金がかなり増額となっている。利用者が多くなっているのかとの質疑に、放課後等デイサービスなどの通所がメインで、平成29年度に2事業所が開設し、さらに平成30年度に2事業所が開設され、利用者がふえていることによるとの答弁。

歳出では、第2款総務費について、委員より、交通安全対策設置管理経費が減額されているが、工事請負費の内容はとの質疑に、カーブミラーの新設で6カ所、建てかえで5カ所を予定しているとの答弁でした。

第3款民生費について、委員より、第8期の介護保険事業計画はいつできるのかとの質疑に、平成33年から平成35年の3カ年の計画となるので、策定は平成32年度、前の年の平成31年度に高齢者の生活実態調査と要介護者の家族を調査する在宅介護実態調査を行うとの答弁。

第4款衛生費について、委員より、ごみ処理場運營業務委託料について、毎年委託料が変動している理由はとの質疑に、委託料の基本的な部分は決まっているが、修繕にかかわる部分の委託料が年によって修繕があつたりなかつたりで変動するとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、起立多数で議第4号のうち市民厚生分科会所管分については原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では、第13款使用料及び手数料について、委員から、行政財産使用料のNTT東日本の各施設の電話柱の貸付料について、昨年は180万円もあったが、今年度は金額が全然違うが、減額の理由は何かとの質疑に、昨年度までは山北産業振興公社と道の駅笹川流れの分を一緒に計上していたが、これは目的別であることから、今回から分割したために減額となったとの答弁。

第15款県支出金について、委員から、青年就農支援事業の7名で1,050万円だが、市の単独の農業担い手支援事業との違いはとの質疑に、まず国の就農支援事業は年齢要件が45歳未満で、平成31年度からは50歳に引き上げる見込み。また、市の場合は61歳未満の違いとの答弁でした。

歳出では、第7款商工費について、委員から、観光客誘客事業の2,400万円についての内容はとの質疑に、観光協会が実施する観光客誘客事業に対する補助金であるとの答弁。

第8款土木費について、委員から、山北道の駅は今まで指定管理としてやってきたが、今後の方針についての考え方はとの質疑に、当初予算は今年度1年分を上げたが、指定管理は平成31年度中

に選定し、平成32年度には指定管理とすることを目指し、平成32年4月から指定管理の方向で準備に入っており、スケジュールとしては条例改正が必要な箇所があれば7月までに条例改正の有無を判断して、必要があれば条例改正後に公募をし、必要なければもっと早く公募をする予定であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否態度の発言を求めたところ反対の発言が1件あり、起立により賛否態度の取りまとめを行った結果、議第4号のうち経済建設分科会所管分については起立多数で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、反対討論が1件あり、起立採決の結果、議第4号は起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木いせ子君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木いせ子君） ただいま上程されております議第5号 平成31年度村上市土地取得特別会計予算についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、土地取得は2カ所と聞いているが、その面積と金額はとの質疑に、朝日まほろばインターのアクセス道路として地権者数24名、筆数71筆、買収面積は8,590.76平方メートルで、3,960万円を予算計上しました。また、南中央線については田んぼ2筆、1件の所有者で、単価は平成30年度平方メートル当たり8,100円で、496万円を予算計上しましたとの答弁。

その他さしたる質疑なく、起立採決の結果、起立全員で議第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、歳入の繰入金7,000万円ほど減になっているが、今後の見通しはとの質疑に、起債償還が一部終了しており、来年度、再来年度もかなりの起債償還の終了が見込めるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 渡辺 昌君登壇〕

○市民厚生常任委員長（渡辺 昌君） ただいま上程されております議第8号から議第10号の3議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告します。

初めに、議第8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第8号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、保健医療課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、保健事業費について、湯っくり・湯ったり事業委託料の減額、湯ったり塾業務委託料の増額についての理由はどの質疑に、湯っくり・湯ったり事業では予算編成に当たりこれまでの実績を精査してより実態に合った金額を計上している。湯ったり塾事業では、見積もりにより委託料が上がったとの答弁。

委員より、湯ったり塾事業への参加者がふえている状況があるのかとの質疑に、委託先のバスのリース料の値上げにより委託料も増額となったとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第9号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、介護高齢課長から議案の説明を受けた後に質疑に入りました。

委員より、高齢者虐待防止ネットワーク会議について、市ではどのように高齢者の虐待を把握しているかとの質疑に、高齢者虐待の通報があると地域包括支援センターの職員が対応するが、昨年度は20件の通報があり、そのうち13件を虐待と判断したとの答弁。

委員より、具体的に市ではどのような対応ができるのかとの質疑に、地域包括支援センターの職員だけでは対応できないので、地域の区長や民生委員の方、家族や親戚の方、警察関係者と情報共有しながらその都度対応しているとの答弁。

委員より、高齢者虐待に対するシェルターのように市でも施策を考えていかなければならないのではないかとの質疑に、要介護者と虐待をする家族を切り離す緊急避難の事例として養護老人ホームやまゆり荘あるいは特別養護老人ホームに緊急的に入所していただくということをしている。定員の5%を超えない範囲で受け入れるという措置の特例を利用したものであるとの答弁。

委員より、認知症カフェについて、どのくらいの方が参加されているのかとの質疑に、地域包括

支援センターの直営のほか各支所で行っているものも含め、平成28年度は31回の開催で参加延べ人数362人、平成29年度は35回で575人、平成30年度は前年よりは少しふえているものと思うとの答弁。

委員より、家族会とかその中のネットワークとかはできているのかとの質疑に、きちんとした組織ではないが、介護者の集いを開いている。今年度は、介護者家族の中でも男性介護者の方々が女性介護者とは違う悩みもあり、集まりを持ちたいとのことで不定期で集まりを持っているとの答弁。

委員より、認定調査費が減額となっているが、その理由はとの質疑に、これまでだと最大で有効期間が24カ月で1回の更新とかであったが、今後更新の場合36カ月まで延長できることになり、審査会の弾力的な運用で、例えば要介護5の寝たきりで今後改善も進行も見られないとの審査会の判断で3年間に延ばすことができることになり、1人当たりの更新の回数が減り、手続の手間や主治医の意見書を書く手間も減少することになり、予算も減額となったとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立による採決の結果、議第10号は起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川村敏晴君登壇〕

○経済建設常任委員長(川村敏晴君) ただいま上程されています議第7号及び議第11号から議第14号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第7号 平成31年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、グレンデ草刈業務委託料180万円の積算根拠はとの質疑に、昨年度も委員会でもご議論いただいた件だが、その後猟友会と話をしたところ、どうしても人手不足のために一部機械をレンタルして対応することとして、昨年度同様の金額で予算を計上したものであるとの答弁でした。

委員より、安全統括管理者報酬が27万8,000円計上されているが、その方はどなたで、金額はこれで十分なのかとの問いに、安全統括管理者は非常勤特別職で、スキー場全体の安全管理をお願いしているもので、報酬については年額と1回当たりの経費を見ているが、常駐ではない。現在安全統括管理者をお願いしている方は、前副市長の鈴木源左衛門さんであるとの答弁でした。

委員より、索道技術管理者がいなくて営業できなかったことがあったが、現状はどうかとの質疑

に、索道技術管理者については、非常勤特別職ではなく現場作業賃金の中で見ており、その方に索道の安全管理をお願いしているとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第7号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、市全体の下水道の水洗化率とその伸び率はとの質疑に、平成27年度4月現在で68.0%、平成28年4月1日で69.4%、1.4%の伸び、平成29年4月で70.3%、0.9%の伸び、平成30年4月1日で71.9%、1.6%の伸びとなっているとの答弁でした。

水洗化率は収入のほうに響いてくるが、水洗化率の向上のためどのような活動をしているのかとの質疑に、村上地区と荒川地区を除く3地区では早い時期に接続をしており、また荒川地区は平成27年度完了、村上地区は現在事業中であるが、その中でも水洗化率の悪いところは職員が接続のお願いに回っている。そのほかに、普及活動として下水道フェアなどの活動を職員が行い、水洗化率の向上に努めているとの答弁でした。

委員より、今後の工事で発生するような債務負担を過疎債充当は理論的には可能なのかとの質疑に、管渠整備など建設整備や改築更新などを現在ストックマネジメントを策定して実施しているが、耐震化も含めそれらについて有利な起債を活用している。そこに過疎債もあるという認識であるとの答弁でした。

その他質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第11号については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第12号 平成31年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、農業集落排水改築更新経費について、中浜処理場の工事だが、土木、建築、機械、電気の4項目の工事を発注するが、設計についてはこのたびの平成30年度補正予算の繰越明許費で対応するのかとの質疑に、平成30年度に予定していた実施設計は行った。国のガイドラインでは、施設全体の長寿命化を図ることを前提としているが、村上市は施設が多くあり、調査費用だけでも何億円とかかり、全て改築することは難しい。このため、公共下水道では日本下水道事業団と一緒にストックマネジメントを計画し、必要なものだけを直すとしている。中浜処理場については、本来建物も全部改築する予定だったが、公共下水道と同様の考え方により建物は必要とする補強だけを行い、機械、電気設備は更新することとし、平成31年度に実施予定の実施設計も一部前倒しして繰越明許費に含め、残りの事業を平成31年度で実施しようとするものであるとの答弁でした。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第12号については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 平成31年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたがさしたる質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第13号については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第14号 平成31年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第4号について通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） 共産党の竹内喜代嗣です。それでは、反対討論を行わせていただきます。

今回の予算が今この県北村上市の経済、皆さんが置かれている状況がどんな状況かということで最初に少しお話しさせていただきたいと思います。今市民の間で格差が広がって、さらに前回の消費税増税以来景気は回復していない。実感がまるでないという声が津々浦々から聞こえてまいります。そしてまた、格差もどんどん広がっている。これでは生きていけないよという痛切な声を聞くことが多いです。こういった状況がまず第1にあるということでお話しさせていただきたいと思います。

経済建設の委員会で私が指摘をした事柄は、まず農業で言えば、あるいは漁業で言えば、国のアベノミクスでもう全く未来がないような状況になってきていると。トランプ大統領との個別の交渉がこれから始まろうとしています、米についても聖域なき交渉ということになるというふうな実態があります。ヨーロッパとは、既に貿易が自由化される方向になっている。こうした状況で、未来に希望が持てない若者がふえています。こうした中で、ではことしの予算がその声に応える内容になっているか。国際農業年の問題で議会で質問したこともございました。ことしから小農のために、国際農業年の初年度ということで、小さい農家をこそ地球の食糧危機を救うのだということでの提起があつて、日本もその対象の一つであるわけでありますが、では一体この村上市の予算どうなっていたかと言え、残念ながら非常に目新しいものがなかったというふうに言えるかと思えます。漁業については、企業が介入してくるような漁業を漁業法が制定されています。2年後からとはいいませんが、現在スルメイカがイカ釣り船が岩船にもたくさん来るわけでありますが、これが魚種を選んで2年後には企業が成り立つ、輸出もできるような漁業というスローガンで開放されよ

以上、反対の趣旨を述べさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 1番、小杉武仁君、何かあれですか。

○1番（小杉武仁君） 今ほどの竹内議員の反対討論について申し上げたいことがあります。よろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） はい。

○1番（小杉武仁君） 今の反対討論の中身なのですけれども、以前もお伺いしたことがあったのですが、事実確認とは随分とそれている部分があるように思います。

また、竹内議員については、この種の発言は過去にも議長から2度ほど私の確認するところでは注意を受けております。その際は発言を撤回しているわけでありますけれども、議会の品位を重んじる議会において、事実確認ができないもの、また根拠がないものをこのような形で発言されることは私は遺憾に思います。ぜひ議会運営委員会を開いていただいて、ご協議を願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） それでは、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会でご協議をお願いした結果を報告願います。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） それでは、先ほど竹内喜代嗣議員による議第4号の反対討論の中で、小杉議員から発言に不適切な発言ではないかというご指摘をいただき、議会運営委員会を開催いたしました。議会運営委員会での協議の結果をご報告いたします。

発言の内容では、2点について問題の点が認められました。1点目、職員給与の問題として給与格差が是正されていないとの問題があるとした点。2点目、送迎バスの運行の問題で違法性があるとした点、この点について会議録を起し確認をいたしました。当委員会としましては、この件について事実に基づかない点があり、理事者側から事実確認を行った結果、本人に該当部分の撤回、削除を求めることとし、それは皆様に配付してある発言の抜粋部分のアンダーラインの部分の全削除となります。

なお、この発言に当たっては、十分注意するよう議長から厳重注意を求められたところでありま

す。

以上、報告いたします。

○議長（三田敏秋君） 委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 質疑を終わります。

発言の撤回

○議長（三田敏秋君） ここで竹内議員から発言を求められておりますので、これを許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔「ここでいいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 自席で。

○14番（竹内喜代嗣君） 大変お騒がせしまして申しわけございませんでした。

この委員会の結論を受け入れて削除をするということになったことについて、不正確な部分がありまして、非常に誤解を与えるようなものがあったということでもあります。この削除するべきだという結論を受け入れまして、削除としたいと思います。

今後は、発言趣旨については十分に慎重に検討をして発言してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

○議長（三田敏秋君） それでは、これから議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第8号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

[5番 稲葉久美子君登壇]

○5番（稲葉久美子君） 日本共産党の稲葉久美子です。議第8号 平成31年度村上市国民健康保険特別会計予算について反対の立場で意見を申し上げます。

平成31年度の予算での歳入は64億1,250万円、平成30年度よりも3億2,850万円増の予算となっています。平成31年度は、保険税率を据え置きということですが、保険税は上がっています。今国会で問題になっている毎月勤労統計調査結果からもわかってきましたが、10代、20代の若者と高齢者の雇用が多くなってきている現在、アルバイトや非正規雇用が34%、年金では生活できない無職が43%となっています。かつては、国民健康保険は農林水産業と自営業が70%でした。今は立場が反対になって、低賃金の若者と高齢者77%を占めています。国民健康保険は、市民が平等に医療を受けることができる制度です。しかし、生まれてすぐ一人前の均等割は酷ではないでしょうか。せめて子どもたちの均等割は、一般会計からの繰り入れで賄うようにしてほしいと思います。子育て支援制度としても、予算化してもよいのではないのでしょうか。健康寿命を延ばす取り組みを充実させること、予防医療事業を広く展開することも必要と考えますが、低所得者ほど国民健康保険税の負担が大きくなるという不合理の解消、国の助成をふやすように要望することを強く求めます。

以上の立場から平成31年度の国民健康保険特別会計予算に反対いたします。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第9号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 議第9号 平成31年度村上市後期高齢者医療特別会計予算について反対の立場で意見を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、老人保健法が変わり、75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が平成20年に導入されました。後期高齢者医療制度は、昭和58年の老人保健法制定以降も高齢者の医療がふえ続けたため、75歳以上患者の一部負担と公費負担をふやし、世代間や保険者間の公平を保つために生まれた健康保険や国民健康保険から独立した制度ということです。75歳になった個人は自動的に加入され、保険料は被保険者全員が負担する均等割と所得に応じて負担する所得割の合計となります。これは、2年ごとの保険料率改定になるということです。世帯の所得が一定以下の場合、所得に応じて保険料は減額されていますが、平成30年度より軽減率が変わり、実質保険料は値上げになっています。医療機関の窓口の支払いは、医療費等の1割または3割です。75歳以上の医療保険、後期高齢者医療制度ですが、高齢になると医療費のかからない人はいない。病院行きが必要でない人はいないと言っていいくらい。だからこそ、玄関から玄関までの送迎が必要なデマンドバスやのりあいタクシーが必要になってくると思っています。高齢になったら保険料や窓口負担の心配をしなくてもいいように、均等割は厳しい。安心な老後を過ごせるようにしてほしいと思います。

以上の立場から後期高齢者医療特別会計予算に反対いたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第10号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

5番、稲葉久美子さん。

〔5番 稲葉久美子君登壇〕

○5番（稲葉久美子君） 議第10号 平成31年度村上市介護保険特別会計予算について反対の立場で発言いたします。

平成31年度介護保険料の予算では76億4,300万円、平成30年度より2億4,700万円減の予算となっています。一方、収入のほうは、第1号被保険者保険料が15億5,483万1,000円で、30年度より646万8,000円の値上げになっています。国庫負担引き上げで安心できる制度にしてほしい。現在の介護保険は、サービスの利用がふえたり、介護職の労働条件を改善すれば直ちに保険料、利用料の負担にはね返るといふ根本的な矛盾を抱えています。社会福祉士の学校を卒業して介護の職場についたら腰を痛めてしまった。介護の職場を転々しているという介護職員。また、介護制度を使おうと思ったら、回数でお金が高くなるとサービスをふやせないという声も聞こえてきます。本人は、どこも悪くないのにと認知の介護認定を否定していますが、認知でご近所さんに迷惑かけるころには、適当な施設を希望できたらと思います。

先日12年間寝たきりの生活に終止符を打ったと、亡くなったということですが、60歳前でも寝たきりの生活もあり得るのです。必要なときに必要なだけ介護制度を利用できるように、介護認定や利用限度額など機械的な利用制限をなくして、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する仕組みに変えてほしいと思います。消費税を上げたら助成もふやせるという声も聞こえてきましたが、とんでもありません。これ以上の税金の負担はできません。富裕層から相応の税負担をしていただいて、福祉政策を充実させてほしいと思います。

平成31年度の介護保険特別会計予算について反対の意見を申し上げました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第11号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、議第11号 平成31年度村上市下水道事業特別会計予算について反対討論を申し上げます。竹内喜代嗣です。

委員長報告にも出てまいりましたように、私はこれらの下水道とか上水、つまり水道などは市民生活に欠かせないものであり、今後値上げが予想されるわけでありますから、事業についてはストックマネジメントで工事するというのは、これはもうどうしても必要な事柄なのでありますが、その経費を賄うに当たって過疎債が充当できないかということで議論しましたが、可能であるというように、余りはっきりした結論ではなかったですが、ですからその値上げを防ぐためにできるだけ可能な資金補給を検討していただきたい、そのことをお願いをいたしまして、議第11号については反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第13号の討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、議案に対して反対の討論を行わせていただきます。

先ほども下水道の問題でお話いたしましたように、上下水道というのは、水道の水とか下水は生きていく上で不可欠の生活の糧であります。ですから、随分前の話であります。水はどんなに節約しても節約し切れないのだという、おばあさんという言い方は余りよくないですので、年配のご婦人、ひとり暮らしの方から言われたのが今でも忘れられない、そういうような発言もこの議場の場でさせていただいたことがありました。随分料金区分が区切ったりして、対応していただいているようではあります。今後の上水や簡水の統合も考えれば、この費用については、ストックマネジメントしていかなければならないわけでありますから、工事をしていく上での資金繰りについて

ては、県北村上市が合併をして過疎債が適用にもなっているわけでありますから、過疎債適用になるような工事代金等の工事の経費を探っていただきたい、そのことをお願いいたしまして、反対の趣旨とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

4番、鈴木好彦君。

[4番 鈴木好彦君登壇]

○4番（鈴木好彦君） ただいま上程されました議員発議第1号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、平成30年12月25日公布の村上市行政組織条例の一部を改正する条例により、村上市行政組織条例に所要の改正が行われ、平成31年4月1日から財政課と政策推進課が統合されて企画財政課に再編され、現行の福祉課が福祉課とこども課に分課されることに伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行うものです。

改正の内容については、議案書別記及び新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、小林重平議員、木村貞雄議員、川村敏晴議員、竹内喜代嗣議員、板垣一徳議員、河村幸雄議員、尾形修平議員であります。そして、提出者は私、鈴木好彦でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第2号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第2号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

6番、渡辺昌君。

〔6番 渡辺 昌君登壇〕

○6番（渡辺 昌君） ただいま上程されております議員発議第2号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを会議規則第14条の規定により提出するものであります。

この議員定数の改正に当たっては、平成28年第3回定例会において、合併後10年を迎える村上市の市議会として議会基本条例をもとに本市議会の議会改革等について調査研究することを目的として設置された議会改革調査研究特別委員会で検討が重ねられ、我々議員へのアンケートの実施や専門的知見の活用による調査を行い、その答申もいただきました。さらに、それを受けてパブリックコメントを行い、市民の皆さんからいただいた意見も参考にしながら、議会改革調査研究特別委員会で議員定数については22名とすることで多数決により決定されましたが、このことについては、さきの議会全員協議会における当特別委員会委員長からの第2回中間報告のとおりであります。これを受け、このたび議会基本条例第20条第2項により村上市議会議員の定数を4名減の22名とする条例改正の提案を行い、その次の一般選挙から施行するものであります。

賛成者は、尾形修平議員、板垣一徳議員、川村敏晴議員、河村幸雄議員、鈴木好彦議員、平山耕

議員、そして提出者は私、渡辺昌であります。

議員各位のご賛同をお願いしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、定数削減について反対の意見を申し述べさせていただきます。

議会の任務というのは、行政の執行をチェックする、よく議会と長は市政、村制、行政の両輪ともいうふうな解釈もございますが、しかし行政の執行についてチェックするのが議会の役割だと考えています。そういうふう考えたときに、定数を削減して22名にしてしまうと、この広大な村上市で今後人口減もございまして、さまざまな問題が想定、想起されてきます。そうした中で、多様な意見が議会でチェック役として機能していくためにも吸収されていく必要があるだろうと思われまます。したがって、この22名削減については、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議員発議第3号 天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞に関する決議

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第3号 天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞に関する決議を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

4番、鈴木好彦君。

〔4番 鈴木好彦君登壇〕

○4番（鈴木好彦君） ただいま上程されました議員発議第3号 天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞に関する決議について提案理由の説明を申し上げます。

天皇陛下におかれましては、御即位以来常に国民のために全身全霊をもってお務めに精励してこられました。皇后陛下とともに皇室の伝統を守られつつ、社会の変化に応じ、心を込めてお務めに当たられ、国民の安寧と幸せをお祈りになるお姿に深い感銘を受けているところであります。

また、両陛下には常に国民とともにあることを大切にしてくださいました。大きな災害が発生するたびに被災地をお見舞いになり、被災された方を励まされ、温かく接してこられました。我が県は、平成16年に中越地震、平成19年には中越沖地震に見舞われましたが、その都度励ましのお言葉をいただいたことは、生きる希望と復興への大きな力となったものです。全国植樹祭や全国豊かな海づくり大会にもみゆきを賜り、いつも分け隔てなく人々の思いに寄り添われておられます。

ここに私たちは、深い感懐をもって即位30年を迎えられた天皇陛下に心からなる祝意をささげてまいりたく、本決議を提案するものであります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、木村貞雄議員、川村敏晴議員、竹内喜代嗣議員、板垣一徳議員、河村幸雄議員、尾形修平議員、小林重平議員であります。そして、提出者は私、鈴木好彦でございます。

それでは、本文を朗読させていただきます。

賀詞、天皇陛下におかせられましては、御即位三十年をお迎えになられましたことは、市民ひとしく慶賀にたえないところであります。

ここに村上市議会は市民を代表して天皇皇后両陛下の益々のご健勝と皇室の弥栄をお祈りするとともに、謹んでお祝いを申し上げます。

次に月日が入ります。村上市議会。月日については、議決をいただいた後、確定されると思いません。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。

投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 閉会中の継続調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第111条の規定によってお手元に配付の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りをいたします。各委員会にかかわる閉会中の継続調査については、各委員長申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各常任委員長申し出のとおり決定をいたしました。

日程第12 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、平成31年第1回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

また、この3月末をもって退職される職員の皆様には、長い間大変ご苦労さまでありました。議会を代表して心から厚く御礼を申し上げます。（拍手）

午後 2時37分 閉 会